2019(令和元)年財政検証関連資料

〔 目 次 〕

経済成長と年金財政 ・・・ ２

足下(2019年度)の所得代替率を確保するために必要な受給開始時期の選択 ・・・ 7

多様な世帯類型における所得代替率 ・・・ 12

生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し ・・・ 20

公的年金の給付と財源の内訳（バランスシート） ・・・ 28

経済成長と年金財政

2004(平成16)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

○ 2004(平成16)年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
○ 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。

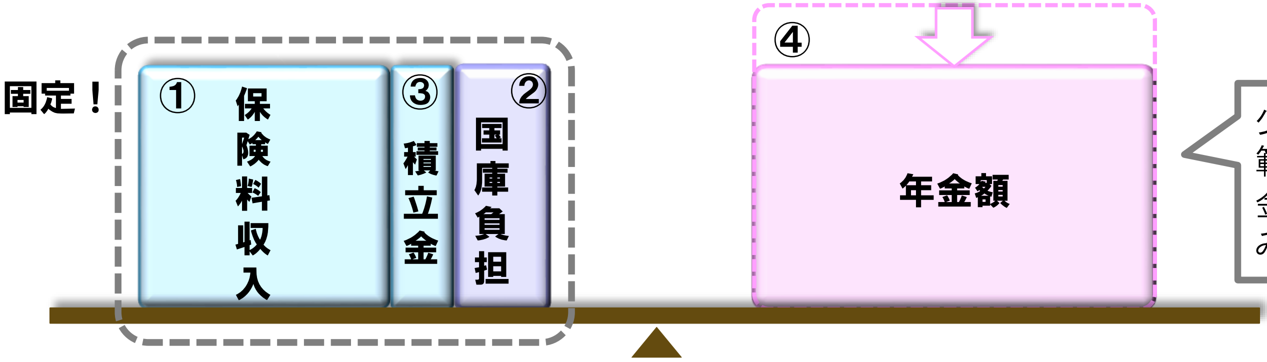

少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入。

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

2017(平成29)年度以降の保険料水準の固定。 (保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)
・厚生年金 ： 18.3%(労使折半) (2004(平成16)年10月から毎年0.354%引上げ)
・国民年金 ： 17,000円※2004年度価格 (2005(平成17)年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料：16,410円(2019年4月～)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

2009(平成21)年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率:61．7%(2019年度) ⇒ 51．9%～50．8%(2046～2047年度) <2019年財政検証・ケースⅠ～Ⅲ>

「マクロ経済スライド」の考え方

○ 「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み

○ 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方

※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%（～2004.9）から上限の18.3%（2017.9～）に引上げ完了

○ 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手（被保険者）が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

＜マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み＞

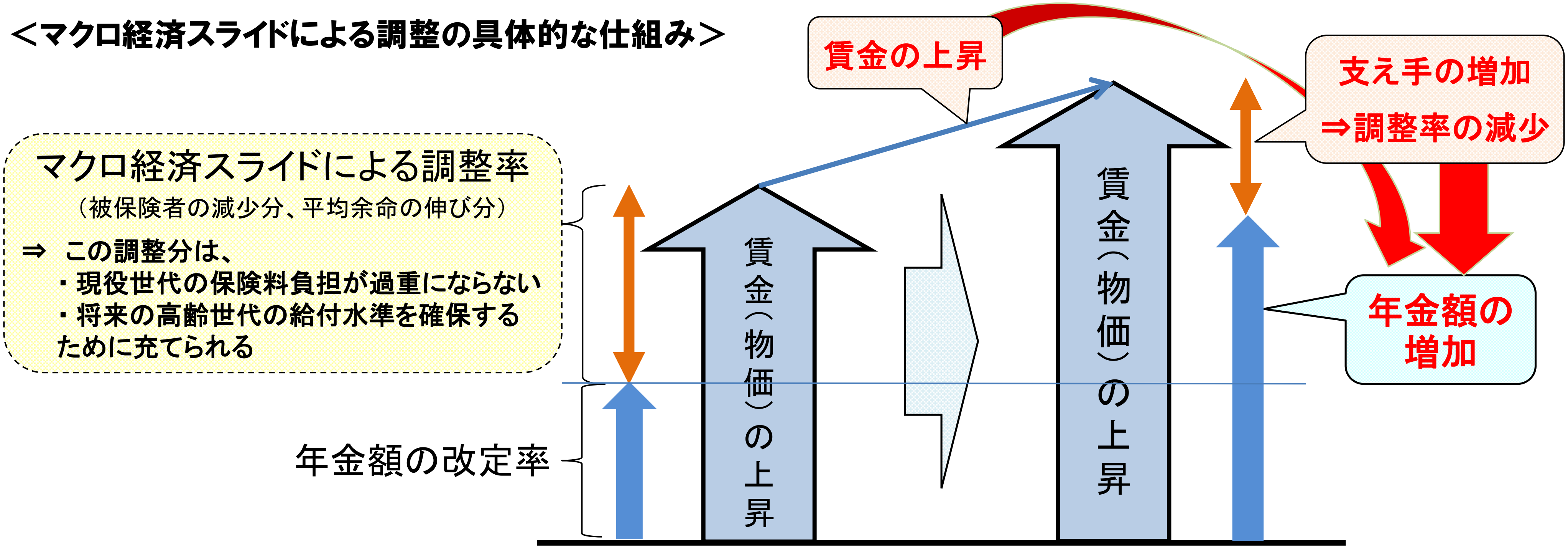

＜調整率の算定＞

調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

『公的年金全体の被保険者の減少率（直近3か年度の実績値の平均値）＋ 平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）』

国民経済からみた公的年金の給付と負担

○ 国民経済の視点から見ると、厚生年金は労働者に分配された賃金のうち、保険料の賦課ベースとなる厚生年金の総報酬の18．3％を現役世代から保険料として徴収し、年金受給者（高齢者等）に再分配する仕組み。

○ 厚生年金保険料は総報酬の18．3％で固定されているため、総報酬が大きくなれば、年金の安定の基礎となる保険料収入も大きくなり、その結果、長期的にみて年金給付も充実。

○ このため、給付の充実には、経済成長に伴う賃金上昇、就業者の増加や厚生年金の適用拡大等により総報酬を大きくすることが重要。

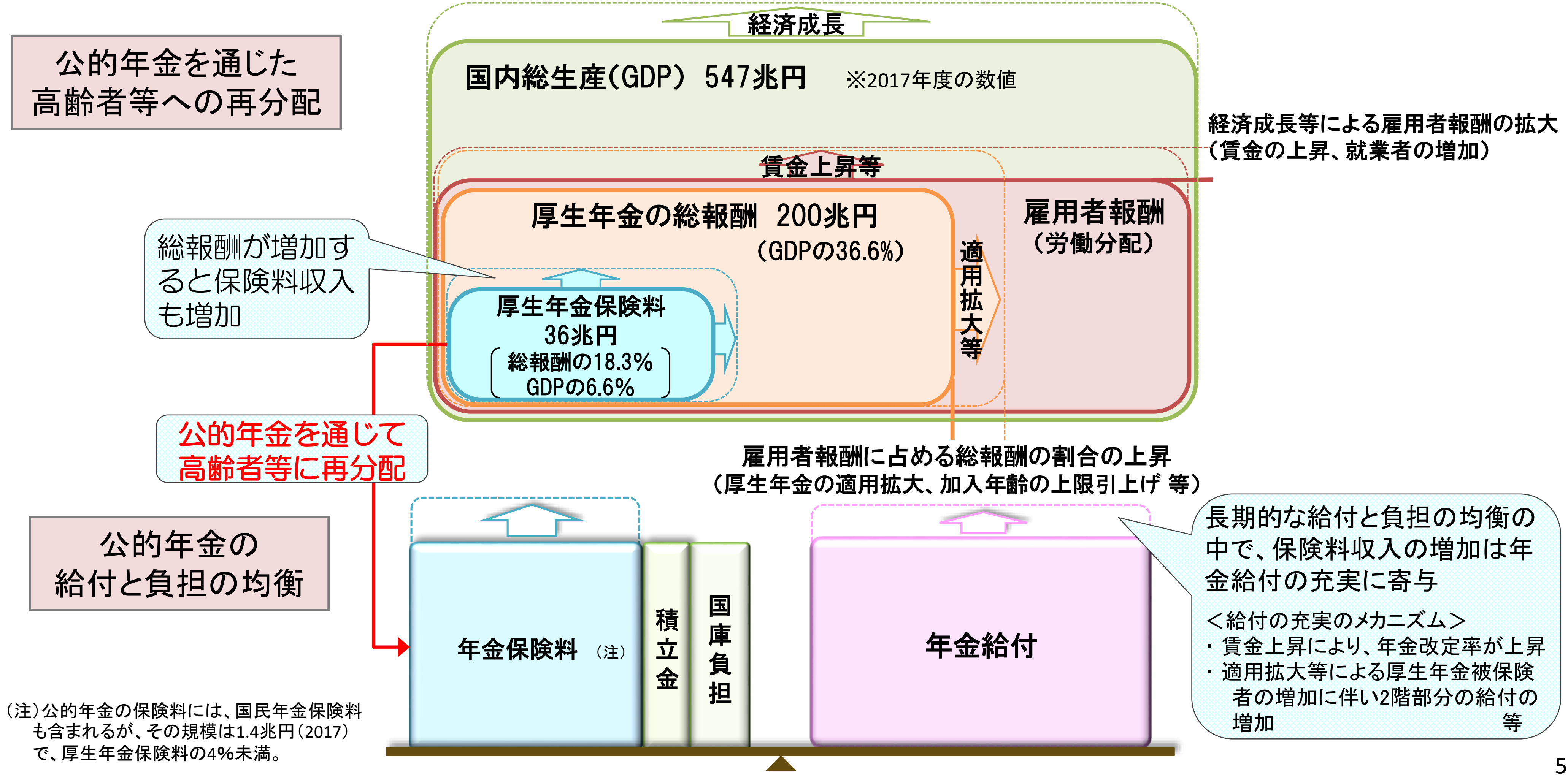

公的年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ（2019年財政検証）

○　公的年金の保険料水準は固定されており、固定された財源と均衡するよう給付水準がマクロ経済スライドにより調整されるため、**給付と負担のGDPに対する割合は足下と同水準程度以下で推移する**見通し

○　したがって、高齢化に伴う給付増の抑制ではなく、固定された負担水準のもとで、支え手を増やすことなどにより国民生活の安心と安定に寄与できる給付をいかに確保するかが今後の年金制度の課題

＜年金給付のGDP比＞

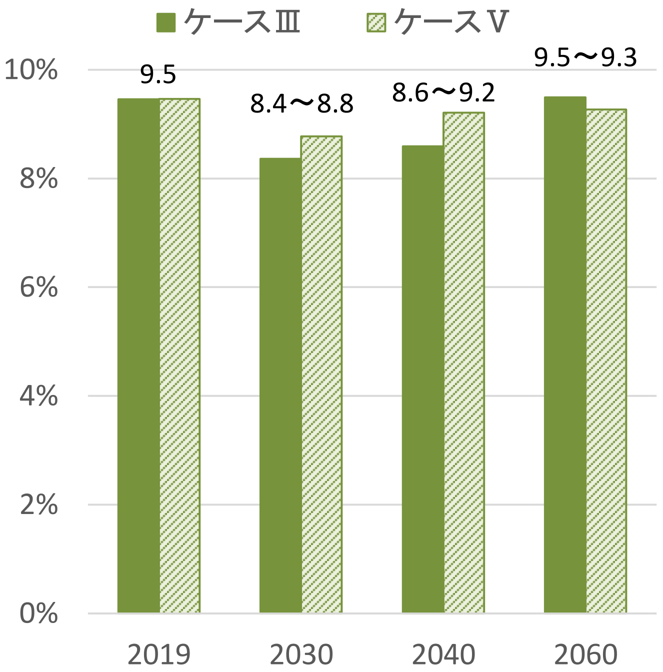

＜保険料負担のGDP比＞

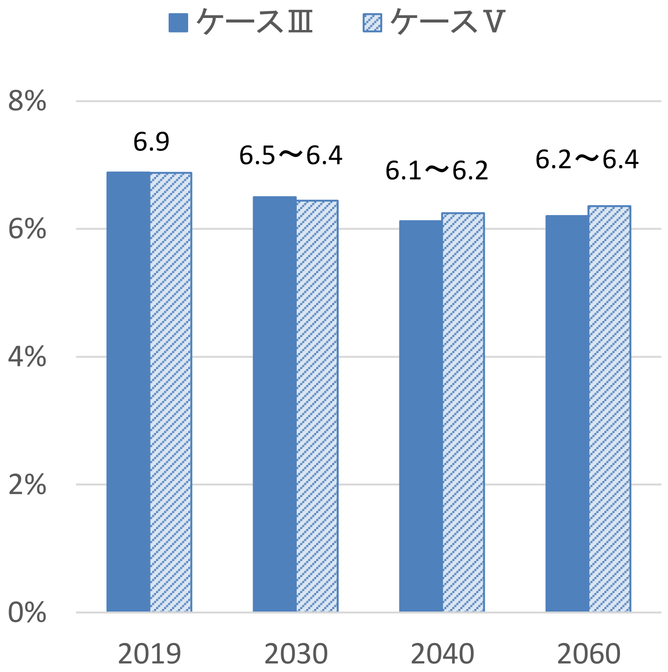

＜国庫負担のGDP比＞

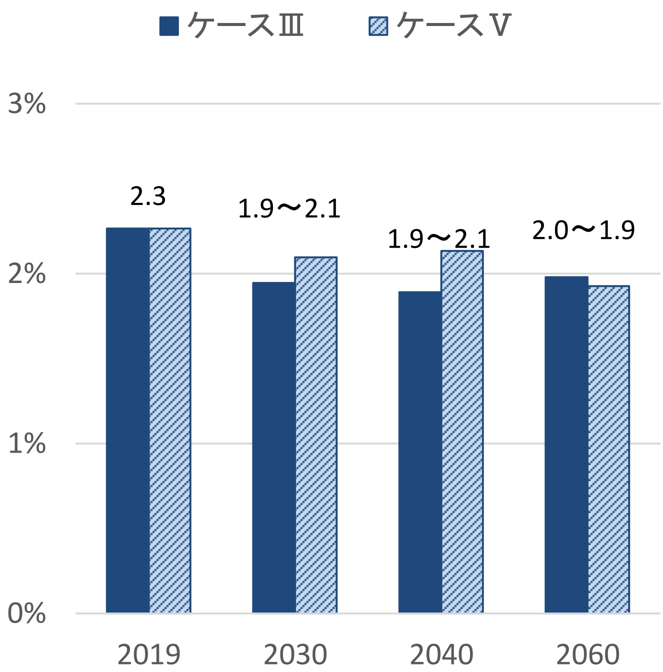

ケースⅢ・ケースⅤ	2019年（令和元年）		2030年（令和12）		2040年（令和22）		2060年（令和42）	
	兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）
給付費	53	9.5%	63〜57	8.4%〜8.8%	77〜64	8.6%〜9.2%	105〜69	9.5%〜9.3%
負担額	51	9.1%	64〜55	8.5%〜8.6%	71〜58	8.0%〜8.4%	91〜62	8.2%〜8.3%
保険料負担	39〜38	6.9%	49〜41	6.5%〜6.4%	55〜43	6.1%〜6.2%	69〜48	6.2%〜6.4%
国庫負担	13	2.3%	15〜13	1.9%〜2.1%	17〜15	1.9%〜2.1%	22〜14	2.0%〜1.9%
（参考）名目GDP	560	・	754〜644	・	892〜691	・	1,111〜748	・

※　人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

※　GDPは、2028年度までは内閣府「経済財政の中長期試算（H31.7）」、2029年度以降は「年金財政における経済前提に関する専門委員会」のマクロ経済に関する試算に基づき設定
（2029年度以降20〜30年間平均の実質経済成長率は、ケースⅢ：0.4％　、　ケースⅤ：0.0％）

足下(2019年度)の所得代替率を確保するために必要な受給開始時期の選択

足下(2019年度)の所得代替率（61.7%）確保に必要な受給開始時期の選択

○　公的年金制度においては、マクロ経済スライドによる給付水準の調整に伴い、所得代替率は、現在（2019年度）の61.7%から将来低下していく見通し。

○　現行制度における所得代替率は、20～60歳までの40年間就労することを前提に計算しているが、40年を超えて就労し、それに伴い受給開始時期の繰下げを選択すれば、その分給付水準が増加することとなるため、就労期間を延長することにより、将来の所得代替率の低下を防ぐことが可能となる。

○　そこで、以下の資料では、ケースⅢ、及びケースⅤについて、現行制度又はオプションＢ－⑤の制度を前提に、20歳から何歳まで就労すれば、現在（2019年度に65歳の者）の所得代替率を維持することができるかを生年度別に示すこととする。

※　就労引退時期が65歳以降となる場合は、就労引退時期から受給開始するものとし、65歳から受給開始までの間は、繰下げを行うものとする。
なお、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算した。

足下(2019年度)の所得代替率(61.7%)確保に必要な受給開始時期の選択(ケースⅢ)

- ○ モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。
- ○ 現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB－⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改正を前提とすれば、65歳10月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)

※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提:ケースⅢ、人口前提:中位推計(出生中位、死亡中位)＞

	1954(昭和29)年度生 (2019年度 65歳)	1999(平成11)年度生 (2019年度 20歳)	1999(平成11)年度生 (2019年度 20歳) 就労延長により2019年度の所得代替率(61.7%)を確保する場合	
	モデル年金(40年拠出)	モデル年金(40年拠出)	現行制度	オプションB－⑤ ・基礎年金45年加入 ・65歳以上の在職老齢年金廃止等
所得代替率	61.7%	50.8%	61.7%	61.7%
受給開始時期	65歳	65歳	66歳9月	65歳10月
就労期間(拠出期間)	40年(20歳～60歳)	40年(20歳～60歳)	46年9月(20歳～66歳9月)	45年10月(20歳～65歳10月)
平均受給期間	22年4月(65歳～87歳4月)	25年3月(65歳～90歳3月)	23年6月(66歳9月～90歳3月)	24年5月(65歳10月～90歳3月)

約3年延長(平均余命の伸び)

1～2年程度延長

足下(2019年度)の所得代替率(61.7%)確保に必要な受給開始時期の選択(ケースⅢ)

○　モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。

○　現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB－⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改正を前提とすれば、65歳10月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)

※　一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提:ケースⅢ、人口前提:中位推計(出生中位、死亡中位)＞

<table>
<tr><th rowspan="3">生年度
(2019年度の年齢)</th><th rowspan="3">65歳
到達
年度</th><th colspan="5">モデル年金(40年拠出)</th><th colspan="9">現行の所得代替率(61.7%)を維持するために必要な就労期間等</th></tr>
<tr><th rowspan="2">所得
代替率</th><th rowspan="2">就労引退</th><th rowspan="2">受給開始</th><th rowspan="2">就労期間
(拠出期間)</th><th rowspan="2">平均受給
期間
(65歳の
平均余命)</th><th rowspan="2">所得
代替率</th><th colspan="4">現行制度
(基礎年金40年加入)</th><th colspan="4">オプションB－⑤
(・基礎年金45年加入
・65歳以上の在職老齢年金廃止　等)</th></tr>
<tr><th>就労引退</th><th>受給開始</th><th>就労期間
(拠出期間)</th><th>平均受給
期間</th><th>就労引退</th><th>受給開始</th><th>就労期間
(拠出期間)</th><th>平均受給
期間</th></tr>
<tr><td>1954(昭和29)(65歳)</td><td>2019</td><td>61.7%</td><td rowspan="10">60歳0月</td><td rowspan="10">65歳0月</td><td rowspan="10">40年0月</td><td>22年4月</td><td rowspan="10">61.7%</td><td>60歳0月</td><td rowspan="3">65歳0月</td><td>40年0月</td><td>22年4月</td><td colspan="4" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>1959(昭和34)(60歳)</td><td>2024</td><td>60.2%</td><td>22年9月</td><td>62歳4月</td><td>42年4月</td><td>22年9月</td></tr>
<tr><td>1964(昭和39)(55歳)</td><td>2029</td><td>58.6%</td><td>23年2月</td><td>65歳0月</td><td>45年0月</td><td>23年2月</td></tr>
<tr><td>1969(昭和44)(50歳)</td><td>2034</td><td>56.6%</td><td>23年6月</td><td colspan="2">65歳5月</td><td>45年5月</td><td>23年1月</td></tr>
<tr><td>1974(昭和49)(45歳)</td><td>2039</td><td>54.1%</td><td>23年11月</td><td colspan="2">66歳0月</td><td>46年0月</td><td>22年11月</td><td colspan="2">65歳3月</td><td>45年3月</td><td>23年8月</td></tr>
<tr><td>1979(昭和54)(40歳)</td><td>2044</td><td>51.7%</td><td>24年2月</td><td colspan="2">66歳7月</td><td>46年7月</td><td>22年7月</td><td colspan="2">65歳8月</td><td>45年8月</td><td>23年6月</td></tr>
<tr><td>1984(昭和59)(35歳)</td><td>2049</td><td rowspan="4">50.8%</td><td>24年6月</td><td colspan="2" rowspan="4">66歳9月</td><td rowspan="4">46年9月</td><td>22年9月</td><td colspan="2" rowspan="4">65歳10月</td><td rowspan="4">45年10月</td><td>23年8月</td></tr>
<tr><td>1989(平成元)(30歳)</td><td>2054</td><td>24年9月</td><td>23年0月</td><td>23年11月</td></tr>
<tr><td>1994(平成6)(25歳)</td><td>2059</td><td>25年0月</td><td>23年3月</td><td>24年2月</td></tr>
<tr><td>1999(平成11)(20歳)</td><td>2064</td><td>25年3月</td><td>23年6月</td><td>24年5月</td></tr>
</table>

注1　65歳の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(平成29年4月)の平均余命について、男女平均をとったもの。

注2　モデル年金の世帯が1954年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。

注3　現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算。

注4　オプションB－⑤は、基礎年金45年加入が完成すると仮定している1971年度生以降の世代について試算。

足下(2019年度)の所得代替率（61.7%）確保に必要な受給開始時期の選択（ケースⅤ）

○　モデル年金（40年拠出）でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。

○　現在20歳の世代は68歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在（2019年度）65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。（仮にオプションB－⑤（基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等）の制度改正を前提とすれば、67歳3月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。）

※　一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提：ケースⅤ、人口前提：中位推計（出生中位、死亡中位）＞

生年度（2019年度の年齢）	65歳到達年度	モデル年金（40年拠出）					現行の所得代替率（61.7%）を維持するために必要な就労期間等								
		所得代替率	就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間（65歳の平均余命）	所得代替率	現行制度（基礎年金40年加入）				オプションB－⑤（・基礎年金45年加入 ・65歳以上の在職老齢年金廃止　等）			
								就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間	就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間
1954(昭和29)（65歳）	2019	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月				
1959(昭和34)（60歳）	2024	60.1%				22年9月		62歳6月		42年6月	22年9月				
1964(昭和39)（55歳）	2029	57.1%				23年2月		65歳5月		45年5月	22年9月				
1969(昭和44)（50歳）	2034	54.2%				23年6月		66歳0月		46年0月	22年6月				
1974(昭和49)（45歳）	2039	51.8%				23年11月		66歳7月		46年7月	22年4月	65歳9月		45年9月	23年2月
1979(昭和54)（40歳）	2044	49.6%				24年2月		67歳2月		47年2月	22年0月	66歳3月		46年3月	22年11月
1984(昭和59)（35歳）	2049	47.5%				24年6月		67歳9月		47年9月	21年9月	66歳9月		46年9月	22年9月
1989(平成元)（30歳）	2054	45.6%				24年9月		68歳4月		48年4月	21年5月	67歳3月		47年3月	22年6月
1994(平成6)（25歳）	2059	44.5%				25年0月		68歳9月		48年9月	21年3月	67歳3月		47年3月	22年9月
1999(平成11)（20歳）	2064					25年3月					21年6月				23年0月

注1　65歳の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」（平成29年4月）の平均余命について、男女平均をとったもの。

注2　モデル年金の世帯が1954年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。

注3　現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算。

注4　オプションB－⑤は、基礎年金45年加入が完成すると仮定している1971年度生以降の世代について試算。

多様な世帯類型における所得代替率

公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

賃金水準（１人あたり）が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造（図による例示）

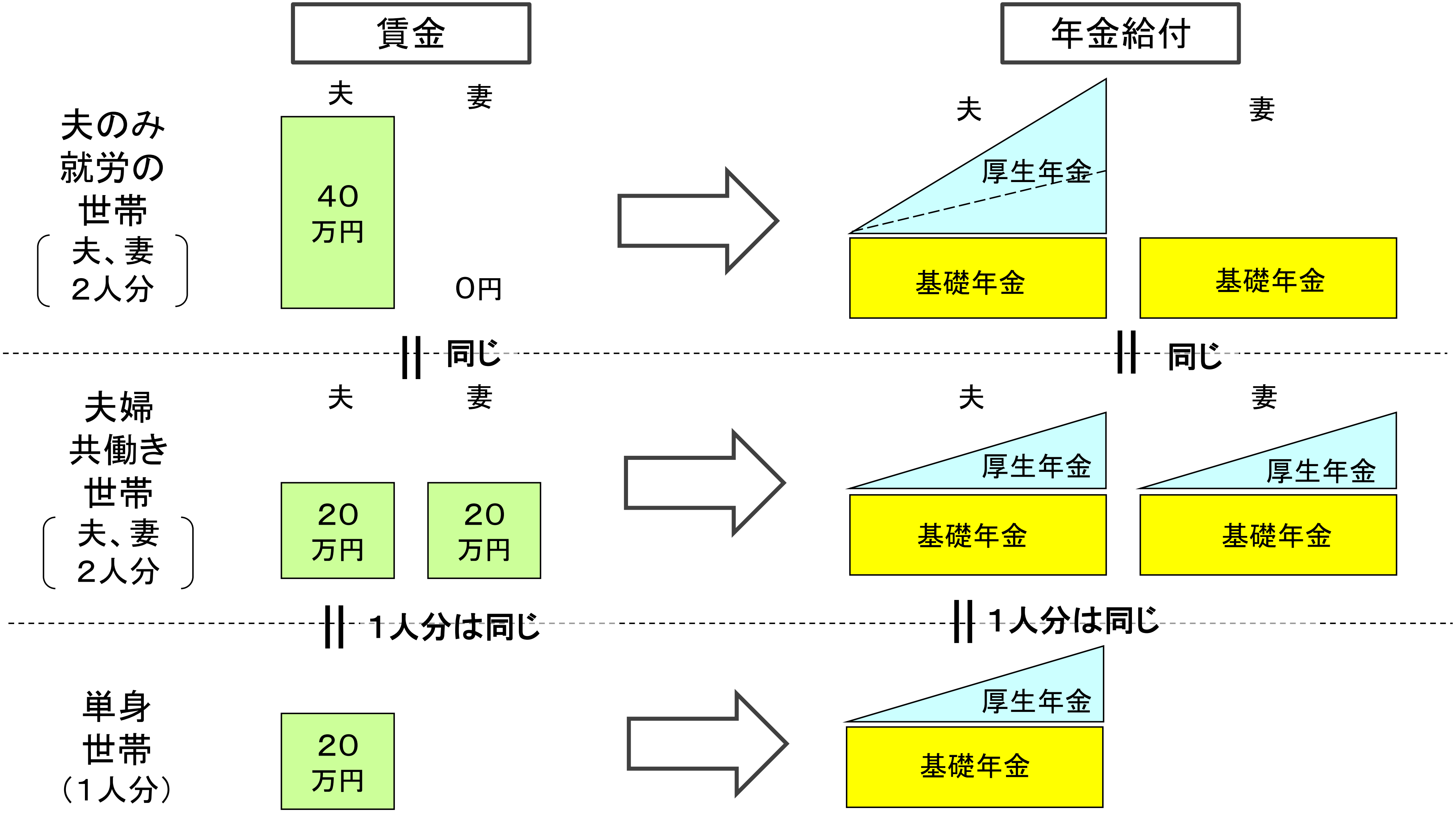

賃金水準（１人あたり）が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

公的年金の負担と給付の構造（所得再分配の仕組み）

○　賃金水準が1／2になれば、保険料は1／2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1／2以上となる。（厚生年金制度の持つ所得再分配機能）

保険料　＝　賃金に比例

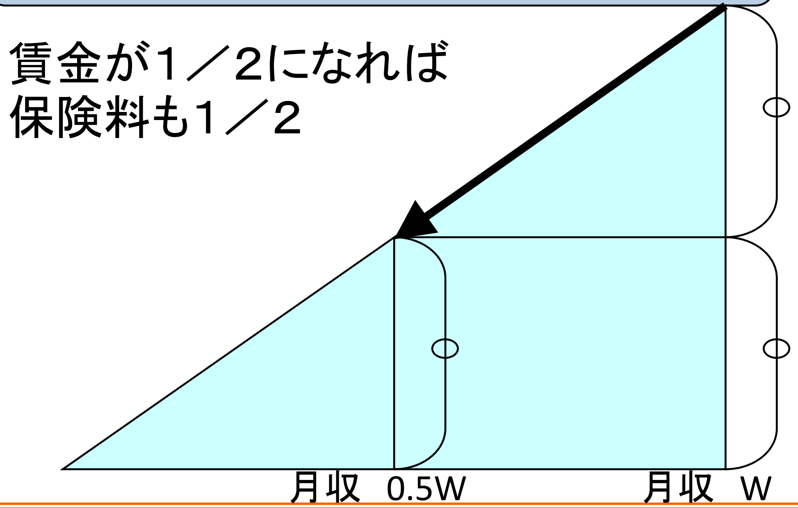

給付　＝　厚生年金（賃金に比例）＋ 基礎年金（定額）

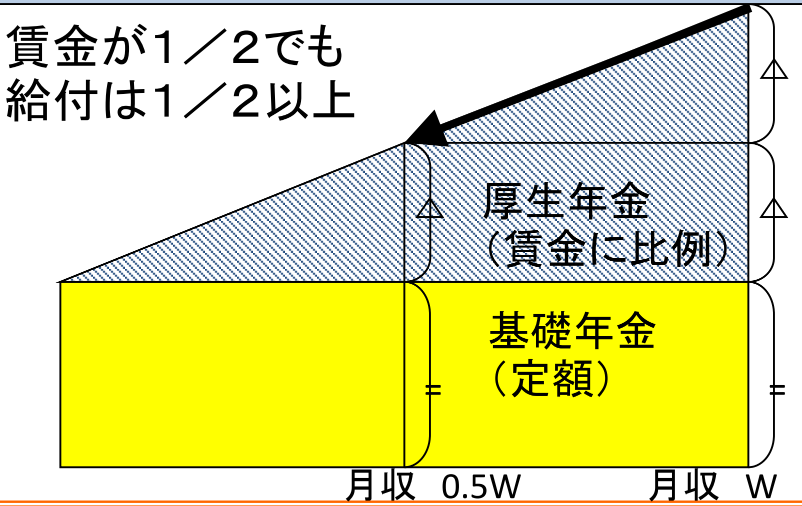

個々の世帯（個人）でみれば、現役時代の賃金水準が低いほど、年金の現役時賃金に対する比率は上がる

夫婦2人分の負担と給付について

賃金※1 （手取り賃金）		21.9 万円 （17.9 万円）	43.9 万円 （35.7 万円）
保険料※2		2.0 万円	4.0 万円
年金額	合計	17.5 万円	22.0 万円
	比例	4.5 万円	9.0 万円
	基礎	13.0 万円	13.0 万円
年金/現役時賃金(手取り)	合計	98.1 %	61.7 %
	比例	25.3 %	25.3 %
	基礎	72.8 %	36.4 %

50%　約80%　モデル年金の賃金

※1　賃金は、税・社会保険料控除前である。
※2　保険料は、標準報酬等級月額によらず、厚生年金の保険料率（被保険者本人の負担分）を賃金に乗じて計算している。

賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率　<現在(2019年度)>

○ 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人当たり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
○ 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
○ 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

○ 2019(令和元)年度

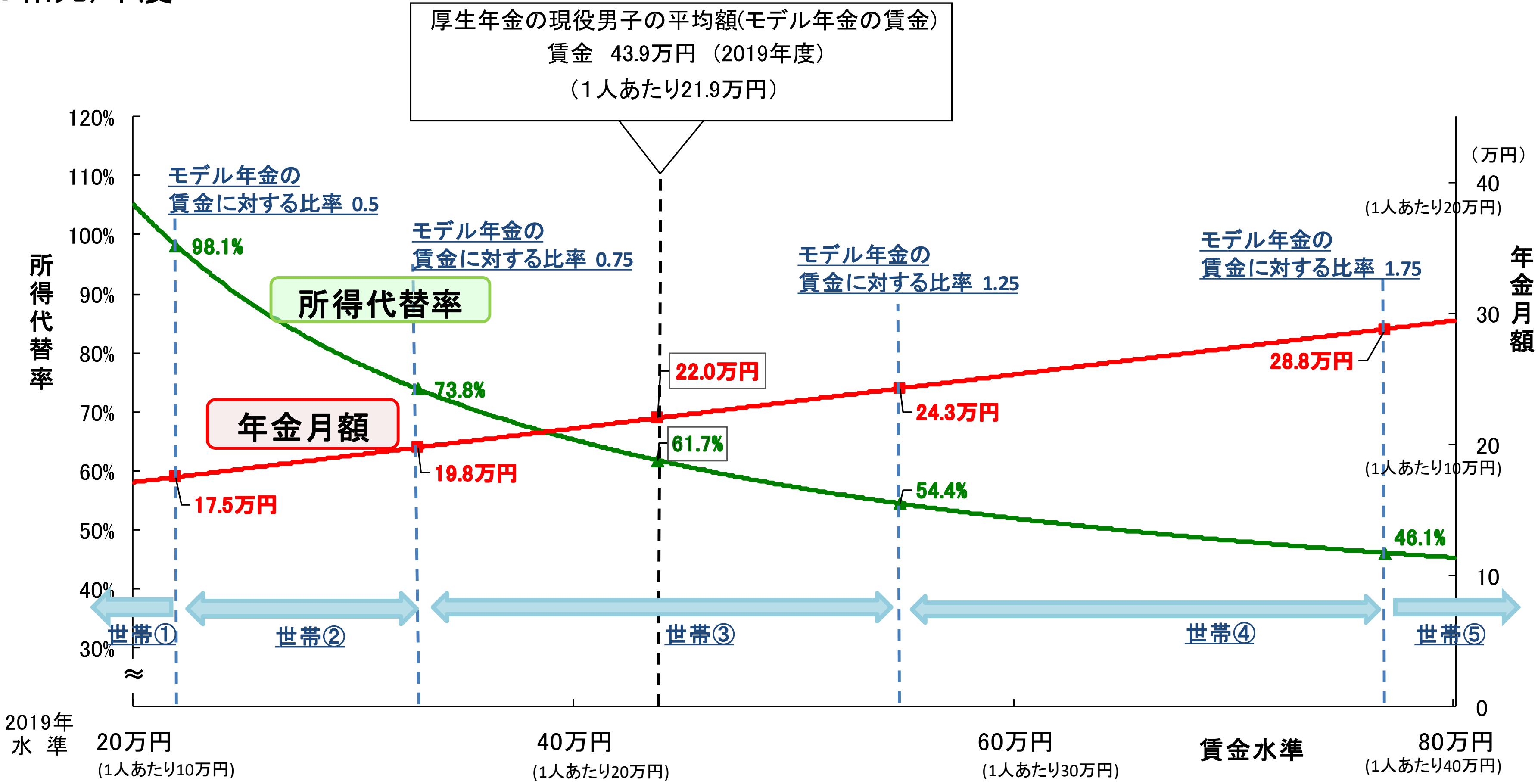

注1：年金月額は、新規裁定者の水準。
注2：どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3：世帯構成は、2016年国民生活基礎調査（所得は2015年1月～12月）の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

賃金水準（１人あたり）に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成（2016年）

― 2016年国民生活基礎調査を用いた分析 ―

国民生活基礎調査により得られる賃金収入額を用いて、

○　賃金水準の階層別に第2号被保険者含む世帯の世帯構成の割合をみると、例えば夫婦世帯では全体的に見れば、賃金水準の高い階層で共働き世帯の割合は高くなっているが、共働き世帯でも賃金水準の低い階層、片働き世帯でも賃金水準の高い階層に属している世帯は存在。

○　夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外の就労形態の者は賃金水準の高い階層より低い階層で割合が高くなっており、仮にこの賃金水準が続いた場合の年金の現役時賃金に対する比率は、厚生年金の所得再分配効果によってモデル年金より高水準となる。

○　**所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要**である。

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。
所得代替率　＝（夫婦2人の基礎年金　＋　夫の厚生年金）／　現役男子の平均手取り収入額
2019年度：６１．７%　　１３．０万円　　９．０万円　　３５．７万円(注)　　(注)税･社会保険料控除前の賃金は43．9万円

国民生活基礎調査の集計

			世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤
賃金水準（モデル年金の賃金に対する比率）			～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.75 倍 ～ 1.25 倍 モデル年金に近い水準	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～
賃金	夫婦２人分（単身又は１人分）		～ 21.9 万円未満（～ 11.0 万円未満）	21.9 万円～ 32.9 万円（ 11.0 万円～ 16.5 万円）	32.9 万円～ 54.9 万円（ 16.5 万円～ 27.4 万円）	54.9 万円～ 76.8 万円（ 27.4 万円～ 38.4 万円）	76.8 万円以上（ 38.4 万円以上）
年金月額(2019年度)	夫婦２人分（単身又は１人分）		～ 17.5 万円未満（～ 8.8 万円未満）	17.5 万円～ 19.8 万円（ 8.8 万円～ 9.9 万円）	19.8 万円～ 24.3 万円（ 9.9 万円～ 12.1 万円）	24.3 万円～ 28.8 万円（ 12.1 万円～ 14.4 万円）	28.8 万円以上（ 14.4 万円以上）
年金/現役時賃金（手取り）			～ 98.1%	98.1% ～ 73.8%	73.8% ～ 54.4%	54.4% ～ 46.1%	46.1% ～
夫婦世帯の世帯構成	共働き世帯	共に正規雇用で就労	2%	2%	10%	23%	43%
		共に正規雇用以外で就労	3%	2%	1%	1%	0%
		正規雇用と正規雇用以外で就労	3%	6%	12%	15%	12%
	片働き世帯	正規雇用で就労	60%	79%	74%	60%	45%
		正規雇用以外で就労	32%	10%	3%	2%	0%
	計		100%	100%	100%	100%	100%
	【賃金水準別の構成割合】		【 4% 】	【 11% 】	【 37% 】	【 27% 】	【 20% 】
単身世帯の世帯構成	男性	正規雇用で就労	22%	21%	43%	64%	73%
		正規雇用以外で就労	16%	21%	12%	8%	2%
	女性	正規雇用で就労就労	24%	27%	26%	26%	25%
		正規雇用以外で就労	37%	32%	18%	2%	1%
	計		100%	100%	100%	100%	100%
	【賃金水準別の構成割合】		【 8% 】	【 10% 】	【 28% 】	【 24% 】	【 30% 】

注1：　世帯の構成は、2016年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、国民年金第3号被保険者の賃金は0とみなしている。単身世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。

注2：　世帯構成は、2016年国民生活基礎調査（所得は2015年１月～12月）の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

注3：　表の賃金は、税･社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率 ＜ケースⅠ 2046(令和28)年度＞

○ 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人当たり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
○ 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
○ **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要**である。

○ 2046(令和28)年度（人口中位）

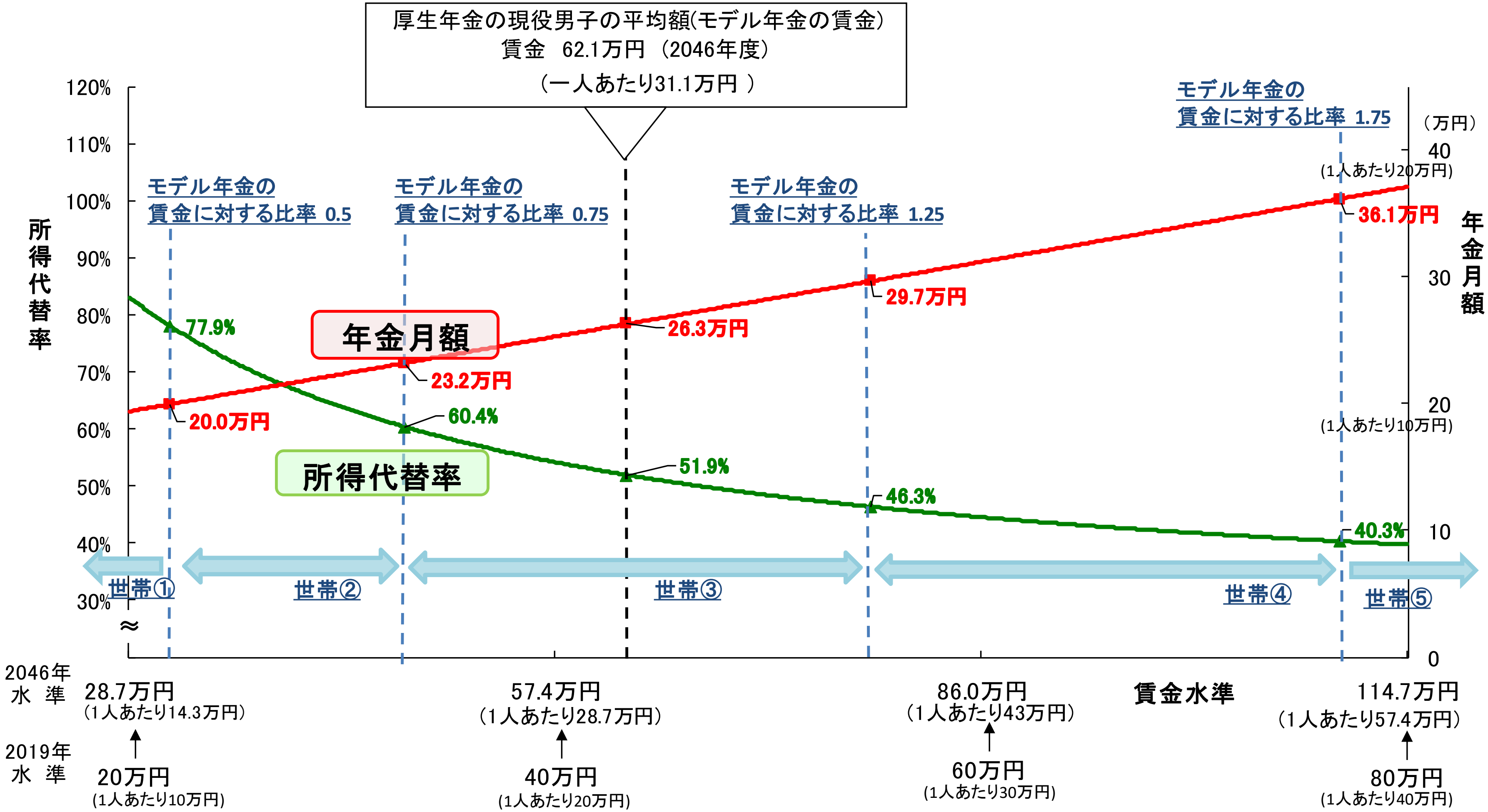

注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3: 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率　＜ケースⅢ 2047(令和29)年度＞

○　厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人当たり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5,　0.75,　1.25,　1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
○　公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
○　**所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要**である。

○　2047(令和29)年度（人口中位）

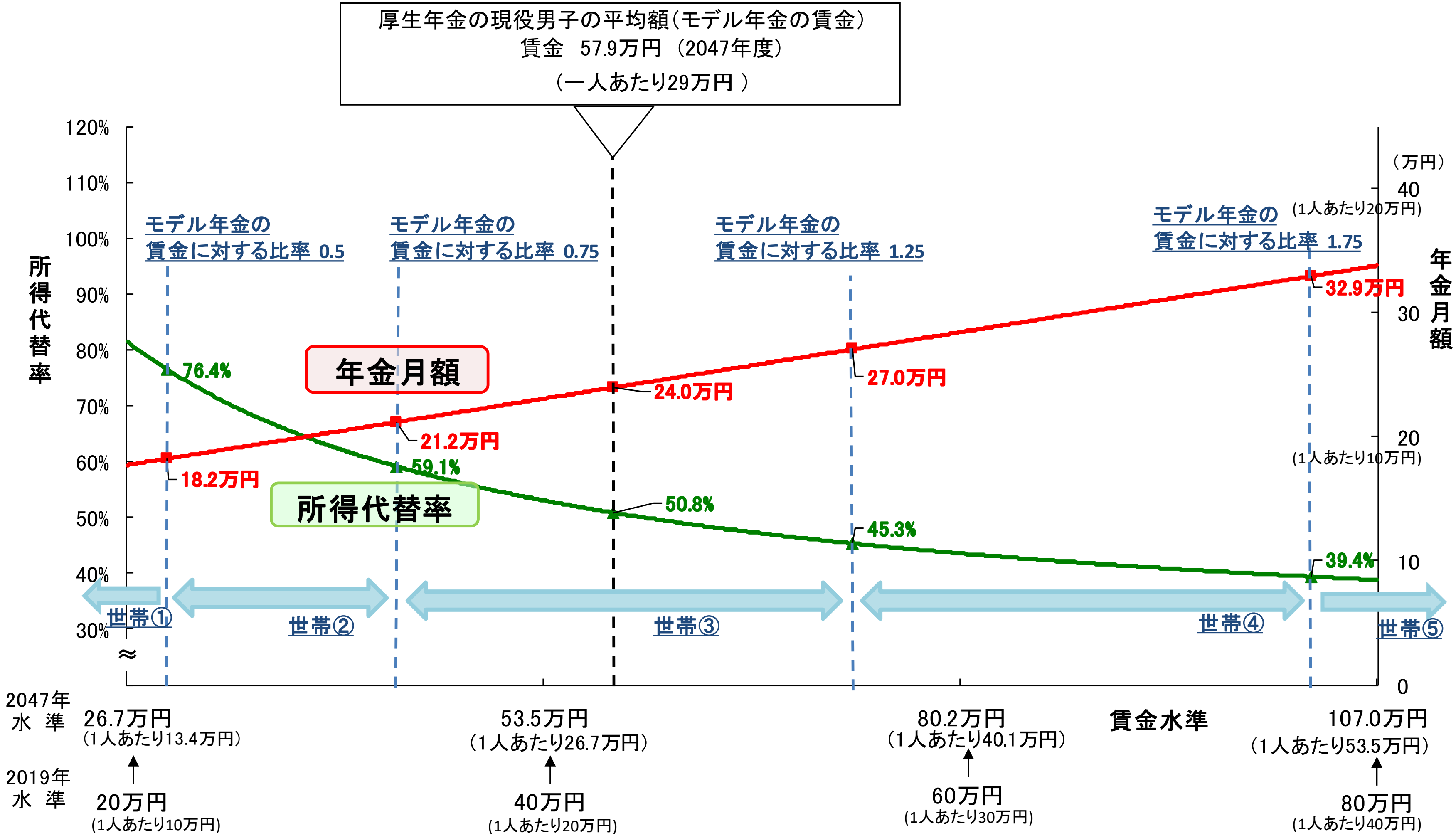

注1：　年金月額は、新規裁定者の水準。
注2：　どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3：　2047年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率　＜ケースⅤ 2058(令和40)年度＞

○　厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人当たり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5,　0.75,　1.25,　1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
○　公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
○　所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

○　2058(令和40)年度（人口中位）

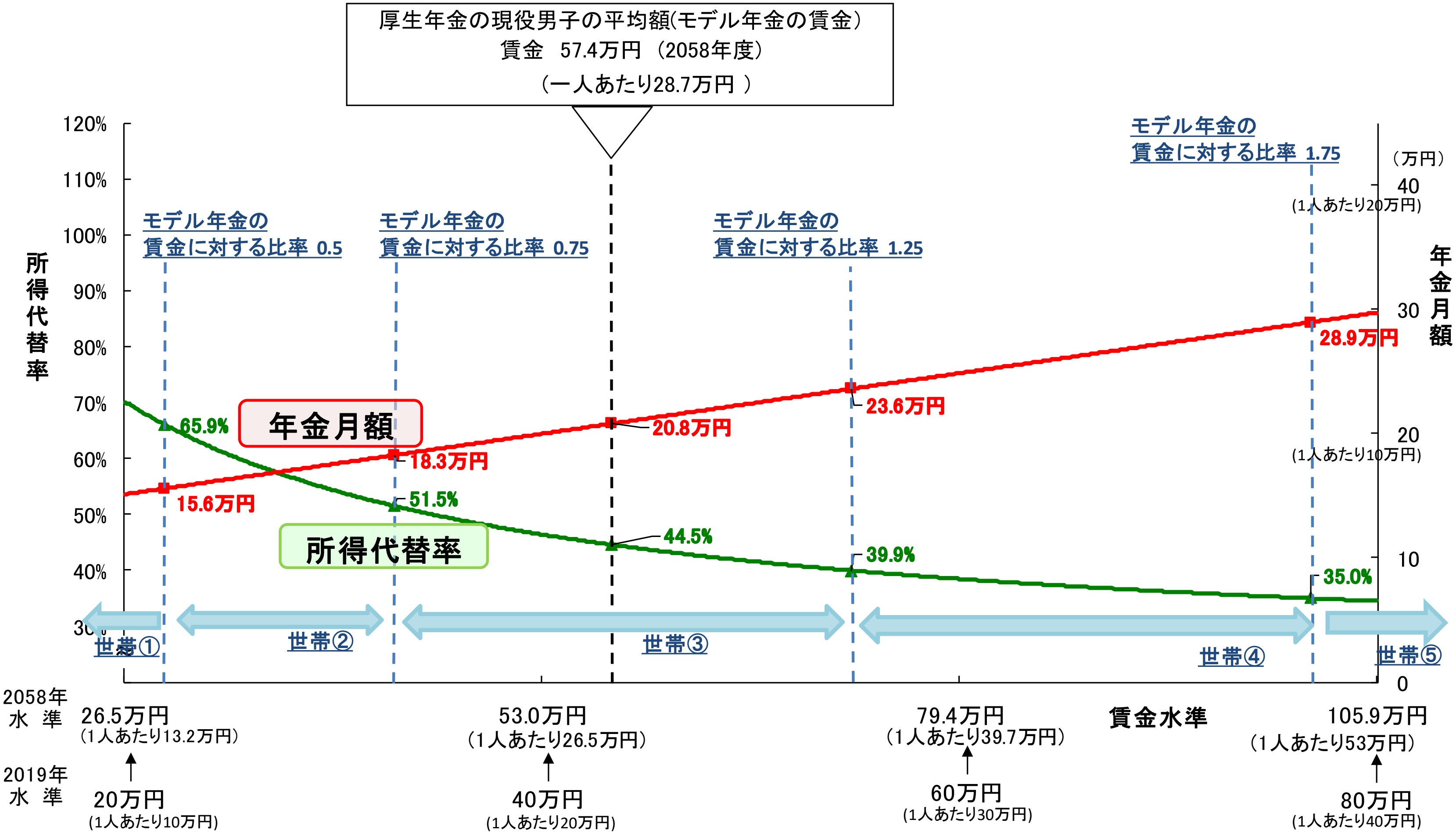

注1：　年金月額は、新規裁定者の水準。
注2：　どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3：　2058年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。
注4：　2058年度について、次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値としている。

生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

○　年金を受け取り始めた年の年金額（新規裁定者の年金額）については、経済が成長し労働参加が進展すれば、今の年金制度の下で、将来的にその時々の現役世代の手取り収入に対する比率（所得代替率）５０％以上の給付水準を確保していけることが確認されている。

○　一方、年金を受け取り始めた年以降の年金額（既裁定者の年金額）は、給付水準調整（マクロ経済スライド）終了後は物価の上昇に応じて改定されるため、購買力は維持される仕組みであるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時々の現役世代の手取り収入に対する比率は緩やかに低下していく。

○　さらに、給付水準調整期間においては、新たに年金を受け取り始める者だけでなく、既に年金を受け取り始めている者についてもマクロ経済スライドによる調整が講じられることにより、年金額の現役世代の手取り収入に対する比率は低下する。

○　以下の資料では、ケースⅠ、ケースⅢ、及びケースⅤについて、生年度別に見た年金受給後の年金額の見通しとして、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額、および、その時々の現役世代の手取り収入に対する比率を示している。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦2人の基礎年金含む）の見通し　【モデル年金（ケースⅠ）】

（2019（令和元）年財政検証）

○　人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅠ（変動なし）

	物価上昇率	賃金上昇率 （実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率 （実質<対物価>） 2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%

	所得代替率	基礎	比例
所得代替率 （給付水準調整終了後）	51.9%	26.7%	25.3%
給付水準調整終了年度	2046	2046	調整なし

基礎年金の調整終了
（2046（令和28）年度）

生年度（2019（令和元）年度における年齢）	2019年度 （令和元）	2024年度 （令和6）	2029年度 （令和11）	2034年度 （令和16）	2039年度 （令和21）	2044年度 （令和26）	2049年度 （令和31）	2054年度 （令和36）	2059年度 （令和41）	2064年度 （令和46）	2069年度 （令和51）	2074年度 （令和56）
現役男子の平均賃金（手取り）	万円 35.7	万円 36.7	万円 38.9	万円 42.0	万円 45.4	万円 49.0	万円 53.0	万円 57.3	万円 61.9	万円 66.9	万円 72.4	万円 78.2
1954年度生　（６５歳） ［2019（令和元）年度65歳到達］	22.0 61.7% （６５歳）	21.7 <59.1%> （７０歳）	21.1 <54.1%> （７５歳）	20.3 <48.4%> （８０歳）	19.9 <43.8%> （８５歳）	20.6 <41.9%> （９０歳）						
1959年度生　（６０歳） ［2024（令和6）年度65歳到達］		22.3 60.9% （６５歳）	21.7 <55.7%> （７０歳）	20.9 <49.8%> （７５歳）	20.0 <44.1%> （８０歳）	20.6 <41.9%> （８５歳）	22.0 <41.5%> （９０歳）					
1964年度生　（５５歳） ［2029（令和11）年度65歳到達］			23.1 59.3% （６５歳）	22.2 <53.0%> （７０歳）	21.3 <46.9%> （７５歳）	20.6 <41.9%> （８０歳）	22.0 <41.5%> （８５歳）	23.8 <41.5%> （９０歳）				
1969年度生　（５０歳） ［2034（令和16）年度65歳到達］				24.0 57.2% （６５歳）	23.0 <50.6%> （７０歳）	22.0 <44.8%> （７５歳）	22.0 <41.5%> （８０歳）	23.8 <41.5%> （８５歳）	25.7 <41.5%> （９０歳）			
1974年度生　（４５歳） ［2039（令和21）年度65歳到達］					24.8 54.7% （６５歳）	23.8 <48.5%> （７０歳）	23.6 <44.4%> （７５歳）	23.8 <41.5%> （８０歳）	25.7 <41.5%> （８５歳）	27.8 <41.5%> （９０歳）		
1979年度生　（４０歳） ［2044（令和26）年度65歳到達］						25.7 52.4% （６５歳）	25.5 <48.0%> （７０歳）	25.5 <44.4%> （７５歳）	25.7 <41.5%> （８０歳）	27.8 <41.5%> （８５歳）	30.1 <41.5%> （９０歳）	
1984年度生　（３５歳） ［2049（令和31）年度65歳到達］							27.5 51.9% （６５歳）	27.5 <48.0%> （７０歳）	27.5 <44.4%> （７５歳）	27.8 <41.5%> （８０歳）	30.1 <41.5%> （８５歳）	32.5 <41.5%> （９０歳）
1989年度生　（３０歳） ［2054（令和36）年度65歳到達］								29.7 51.9% （６５歳）	29.7 <48.0%> （７０歳）	29.7 <44.4%> （７５歳）	30.1 <41.5%> （８０歳）	32.5 <41.5%> （８５歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
（注3）<　>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注4）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が２割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が２割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

（2019（令和元）年財政検証）

【基礎年金（ケースⅠ）】

○　人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅠ（変動なし）

	物価上昇率	賃金上昇率 （実質＜対物価＞）	運用利回り		経済成長率 （実質＜対物価＞） 2029年度以降 20～30年
			実質＜対物価＞	スプレッド＜対賃金＞	
長期の経済前提	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 （給付水準調整終了後）	51.9%	26.7%	25.3%
給付水準調整終了年度	2046	2046	調整なし

基礎年金の調整終了
（2046（令和28）年度）

生年度（2019（令和元）年度における年齢）	2019年度 （令和元）	2024年度 （令和6）	2029年度 （令和11）	2034年度 （令和16）	2039年度 （令和21）	2044年度 （令和26）	2049年度 （令和31）	2054年度 （令和36）	2059年度 （令和41）	2064年度 （令和46）	2069年度 （令和51）	2074年度 （令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生　（65歳） ［2019（令和元）年度65歳到達］	6.5 （65歳）	6.3 （70歳）	6.0 （75歳）	5.6 （80歳）	5.3 （85歳）	5.3 （90歳）						
1959年度生　（60歳） ［2024（令和6）年度65歳到達］		6.5 （65歳）	6.2 （70歳）	5.8 （75歳）	5.4 （80歳）	5.3 （85歳）	5.7 （90歳）					
1964年度生　（55歳） ［2029（令和11）年度65歳到達］			6.6 （65歳）	6.2 （70歳）	5.7 （75歳）	5.3 （80歳）	5.7 （85歳）	6.1 （90歳）				
1969年度生　（50歳） ［2034（令和16）年度65歳到達］				6.7 （65歳）	6.2 （70歳）	5.7 （75歳）	5.7 （80歳）	6.1 （85歳）	6.6 （90歳）			
1974年度生　（45歳） ［2039（令和21）年度65歳到達］					6.7 （65歳）	6.2 （70歳）	6.0 （75歳）	6.1 （80歳）	6.6 （85歳）	7.1 （90歳）		
1979年度生　（40歳） ［2044（令和26）年度65歳到達］						6.7 （65歳）	6.5 （70歳）	6.5 （75歳）	6.6 （80歳）	7.1 （85歳）	7.7 （90歳）	
1984年度生　（35歳） ［2049（令和31）年度65歳到達］							7.1 （65歳）	7.1 （70歳）	7.1 （75歳）	7.1 （80歳）	7.7 （85歳）	8.3 （90歳）
1989年度生　（30歳） ［2054（令和36）年度65歳到達］								7.6 （65歳）	7.6 （70歳）	7.6 （75歳）	7.7 （80歳）	8.3 （85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。

（注2）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し 【モデル年金(ケースⅢ)】

（2019(令和元)年財政検証）

○ 人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅢ（変動なし）

	物価上昇率	賃金上昇率 （実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率 （実質<対物価>） 2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%

	所得代替率	基礎	比例
所得代替率 （給付水準調整終了後）	50.8%	26.2%	24.6%
給付水準調整終了年度	2047	2047	2025

報酬比例の調整終了（2025(令和7)年度）

基礎年金の調整終了（2047(令和29)年度）

生年度（2019（令和元）年度における年齢）	2019年度 （令和元）	2024年度 （令和6）	2029年度 （令和11）	2034年度 （令和16）	2039年度 （令和21）	2044年度 （令和26）	2049年度 （令和31）	2054年度 （令和36）	2059年度 （令和41）	2064年度 （令和46）	2069年度 （令和51）	2074年度 （令和56）
現役男子の平均賃金（手取り）	万円 35.7	万円 36.7	万円 38.9	万円 41.0	万円 43.3	万円 45.7	万円 48.2	万円 50.9	万円 53.7	万円 56.7	万円 59.8	万円 63.2
1954年度生　（65歳） ［2019(令和元)年度65歳到達］	22.0 61.7% （65歳）	21.4 <58.5%> （70歳）	20.8 <53.5%> （75歳）	20.1 <49.1%> （80歳）	19.5 <45.0%> （85歳）	19.1 <41.7%> （90歳）						
1959年度生　（60歳） ［2024(令和6)年度65歳到達］		22.1 60.2% （65歳）	21.4 <55.1%> （70歳）	20.7 <50.6%> （75歳）	20.0 <46.3%> （80歳）	19.4 <42.5%> （85歳）	19.6 <40.7%> （90歳）					
1964年度生　（55歳） ［2029(令和11)年度65歳到達］			22.8 58.6% （65歳）	22.1 <53.8%> （70歳）	21.3 <49.3%> （75歳）	20.7 <45.2%> （80歳）	20.4 <42.3%> （85歳）	20.8 <40.9%> （90歳）				
1969年度生　（50歳） ［2034(令和16)年度65歳到達］				23.2 56.6% （65歳）	22.4 <51.9%> （70歳）	21.7 <47.6%> （75歳）	21.4 <44.5%> （80歳）	21.4 <42.1%> （85歳）	21.9 <40.8%> （90歳）			
1974年度生　（45歳） ［2039(令和21)年度65歳到達］					23.4 54.1% （65歳）	22.7 <49.6%> （70歳）	22.4 <46.4%> （75歳）	22.4 <44.0%> （80歳）	22.4 <41.6%> （85歳）	23.0 <40.6%> （90歳）		
1979年度生　（40歳） ［2044(令和26)年度65歳到達］						23.6 51.7% （65歳）	23.3 <48.4%> （70歳）	23.3 <45.9%> （75歳）	23.3 <43.4%> （80歳）	23.3 <41.2%> （85歳）	24.3 <40.6%> （90歳）	
1984年度生　（35歳） ［2049(令和31)年度65歳到達］							24.5 50.8% （65歳）	24.5 <48.1%> （70歳）	24.5 <45.6%> （75歳）	24.5 <43.2%> （80歳）	24.5 <40.9%> （85歳）	25.7 <40.6%> （90歳）
1989年度生　（30歳） ［2054(令和36)年度65歳到達］								25.9 50.8% （65歳）	25.9 <48.1%> （70歳）	25.9 <45.6%> （75歳）	25.9 <43.2%> （80歳）	25.9 <40.9%> （85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
（注3）<　>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注4）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が２割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が２割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

（2019(令和元)年財政検証）

【基礎年金（ケースⅢ）】

○ 人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ（変動なし）

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%

	所得代替率	基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	50.8%	26.2%	24.6%
給付水準調整終了年度	2047	2047	2025

基礎年金の調整終了（2047(令和29)年度）

生年度（2019（令和元）年度における年齢）	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生（65歳）［2019(令和元)年度65歳到達］	6.5（65歳）	6.3（70歳）	6.0（75歳）	5.7（80歳）	5.3（85歳）	5.0（90歳）						
1959年度生（60歳）［2024(令和6)年度65歳到達］		6.5（65歳）	6.2（70歳）	5.9（75歳）	5.5（80歳）	5.2（85歳）	5.1（90歳）					
1964年度生（55歳）［2029(令和11)年度65歳到達］			6.6（65歳）	6.2（70歳）	5.9（75歳）	5.5（80歳）	5.4（85歳）	5.4（90歳）				
1969年度生（50歳）［2034(令和16)年度65歳到達］				6.6（65歳）	6.2（70歳）	5.8（75歳）	5.7（80歳）	5.7（85歳）	5.7（90歳）			
1974年度生（45歳）［2039(令和21)年度65歳到達］					6.4（65歳）	6.0（70歳）	5.9（75歳）	5.9（80歳）	5.9（85歳）	5.9（90歳）		
1979年度生（40歳）［2044(令和26)年度65歳到達］						6.2（65歳）	6.0（70歳）	6.0（75歳）	6.0（80歳）	6.0（85歳）	6.3（90歳）	
1984年度生（35歳）［2049(令和31)年度65歳到達］							6.3（65歳）	6.3（70歳）	6.3（75歳）	6.3（80歳）	6.3（85歳）	6.6（90歳）
1989年度生（30歳）［2054(令和36)年度65歳到達］								6.7（65歳）	6.7（70歳）	6.7（75歳）	6.7（80歳）	6.7（85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。

（注2）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し 【モデル年金(ケースⅤ)】

(2019(令和元)年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位　経済:ケースⅤ(変動なし)　－機械的に給付水準調整を進めた場合－

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準調整終了後)	44.5%	21.9%	22.6%
給付水準調整終了年度	2058	2058	2032

報酬比例の調整終了(2032(令和14)年度)

基礎年金の調整終了(2058(令和40)年度)

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
現役男子の平均賃金(手取り)	万円 35.7	万円 36.1	万円 37.2	万円 38.6	万円 40.2	万円 41.8	万円 43.5	万円 45.3	万円 47.1	万円 49.0	万円 51.0	万円 53.0
1954年度生　(65歳) [2019(令和元)年度65歳到達]	22.0 61.7% (65歳)	21.5 <59.4%> (70歳)	20.6 <55.4%> (75歳)	20.0 <51.7%> (80歳)	19.5 <48.6%> (85歳)	19.1 <45.7%> (90歳)						
1959年度生　(60歳) [2024(令和6)年度65歳到達]		21.7 60.1% (65歳)	20.9 <56.1%> (70歳)	20.2 <52.4%> (75歳)	19.8 <49.2%> (80歳)	19.3 <46.2%> (85歳)	18.9 <43.5%> (90歳)					
1964年度生　(55歳) [2029(令和11)年度65歳到達]			21.2 57.1% (65歳)	20.6 <53.3%> (70歳)	20.1 <50.1%> (75歳)	19.7 <47.0%> (80歳)	19.2 <44.2%> (85歳)	18.8 <41.6%> (90歳)				
1969年度生　(50歳) [2034(令和16)年度65歳到達]				20.9 54.2% (65歳)	20.5 <50.9%> (70歳)	20.0 <47.8%> (75歳)	19.6 <45.0%> (80歳)	19.1 <42.3%> (85歳)	18.8 <40.0%> (90歳)			
1974年度生　(45歳) [2039(令和21)年度65歳到達]					20.8 51.8% (65歳)	20.4 <48.7%> (70歳)	19.9 <45.8%> (75歳)	19.5 <43.1%> (80歳)	19.2 <40.8%> (85歳)	19.2 <39.2%> (90歳)		
1979年度生　(40歳) [2044(令和26)年度65歳到達]						20.7 49.6% (65歳)	20.3 <46.6%> (70歳)	19.9 <43.9%> (75歳)	19.6 <41.6%> (80歳)	19.6 <39.9%> (85歳)	19.6 <38.4%> (90歳)	
1984年度生　(35歳) [2049(令和31)年度65歳到達]							20.7 47.5% (65歳)	20.2 <44.7%> (70歳)	19.9 <42.4%> (75歳)	19.9 <40.7%> (80歳)	19.9 <39.1%> (85歳)	19.9 <37.6%> (90歳)
1989年度生　(30歳) [2054(令和36)年度65歳到達]								20.6 45.6% (65歳)	20.3 <43.2%> (70歳)	20.3 <41.5%> (75歳)	20.3 <39.9%> (80歳)	20.3 <38.4%> (85歳)

(注1)数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。

(注2)□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注3)< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

(注4)既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

（2019（令和元）年財政検証）

【基礎年金（ケースⅤ）】

○　人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅤ（変動なし）　ー機械的に給付水準調整を進めた場合ー

	物価上昇率	賃金上昇率（実質〈対物価〉）	運用利回り		経済成長率（実質〈対物価〉）2029年度以降20～30年
			実質〈対物価〉	スプレッド〈対賃金〉	
長期の経済前提	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	44.5%	21.9%	22.6%
給付水準調整終了年度	2058	2058	2032

基礎年金の調整終了
（2058（令和40）年度）

生年度（2019（令和元）年度における年齢）	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生　（65歳）［2019（令和元）年度65歳到達］	6.5（65歳）	6.3（70歳）	6.1（75歳）	5.8（80歳）	5.6（85歳）	5.4（90歳）						
1959年度生　（60歳）［2024（令和6）年度65歳到達］		6.4（65歳）	6.2（70歳）	5.9（75歳）	5.7（80歳）	5.5（85歳）	5.3（90歳）					
1964年度生　（55歳）［2029（令和11）年度65歳到達］			6.3（65歳）	6.0（70歳）	5.8（75歳）	5.6（80歳）	5.4（85歳）	5.2（90歳）				
1969年度生　（50歳）［2034（令和16）年度65歳到達］				6.1（65歳）	5.9（70歳）	5.6（75歳）	5.4（80歳）	5.2（85歳）	5.1（90歳）			
1974年度生　（45歳）［2039（令和21）年度65歳到達］					5.9（65歳）	5.6（70歳）	5.4（75歳）	5.2（80歳）	5.1（85歳）	5.1（90歳）		
1979年度生　（40歳）［2044（令和26）年度65歳到達］						5.6（65歳）	5.4（70歳）	5.2（75歳）	5.1（80歳）	5.1（85歳）	5.1（90歳）	
1984年度生　（35歳）［2049（令和31）年度65歳到達］							5.4（65歳）	5.2（70歳）	5.1（75歳）	5.1（80歳）	5.1（85歳）	5.1（90歳）
1989年度生　（30歳）［2054（令和36）年度65歳到達］								5.2（65歳）	5.1（70歳）	5.1（75歳）	5.1（80歳）	5.1（85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。

（注2）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

公的年金の給付と財源の内訳（バランスシート）

公的年金の給付と財源の内訳

○　公的年金制度では、年金給付に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄う「賦課方式」を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用する財政方式を採用している。このため、保険料と国庫負担が財源の中心であり、積立金は補助的な役割となっている。

○　具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「①　保険料収入」、「②　国庫負担」、「③　積立金（元本の取崩し及び運用収入）」の3つの財源により賄われている。そこで、おおむね100年間の財政均衡期間における年金給付とその財源について、年度別にどのような構成割合となっているかを示すとともに、現時点（2019年度）の価格に換算した一時金で表してその規模を示す。

○　なお、将来の金額の現時点の価格への換算に当たっては、「運用利回りによる換算」と「賃金上昇率による換算」の2通りの換算結果を示している。

※　運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができ、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

※　仮に公的年金を積立方式で運用するとした場合、現役世代は自身の将来の給付に充てる積立金を積み立てるための保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち、現有積立金や国庫負担で賄われていない分についても負担する必要がある。この負担をいわゆる二重の負担と呼んでおり、運用利回りによる換算結果においては、この二重の負担についてもあわせて示している。

公的年金の財源と給付の内訳（年度別の構成割合）　＜ケースⅠ＞

【厚生年金＋国民年金】　2019（令和元）年財政検証　＜経済：ケースⅠ　人口：中位＞

長期的な経済前提（ケースⅠ）

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

＜年度別の財源の構成割合＞

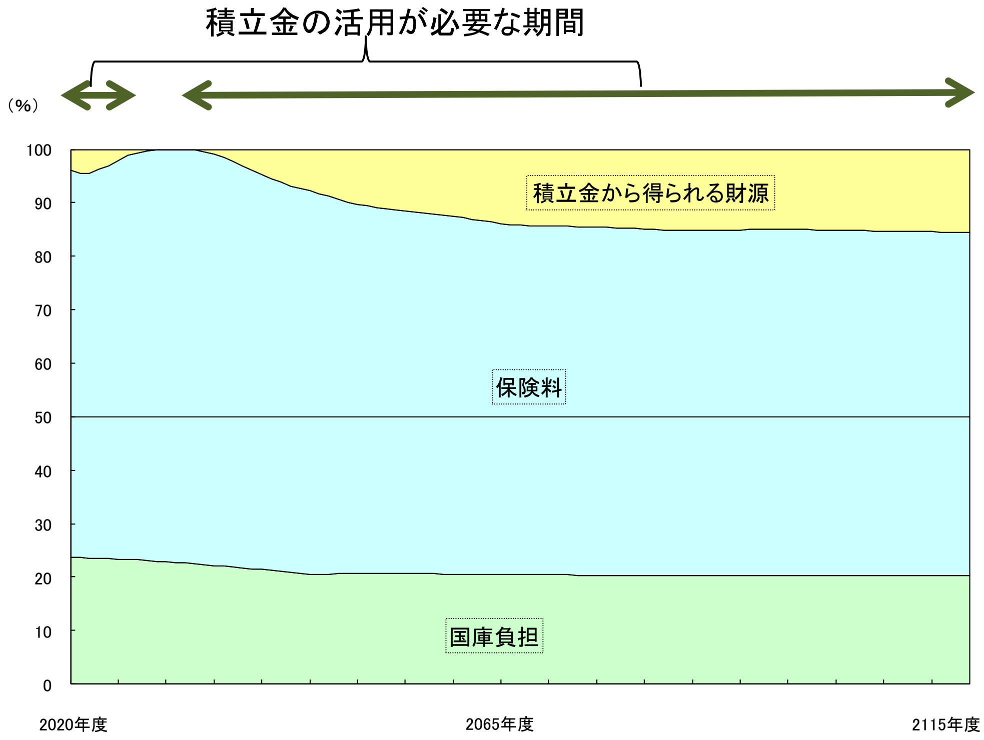

＜年度別の給付の構成割合＞

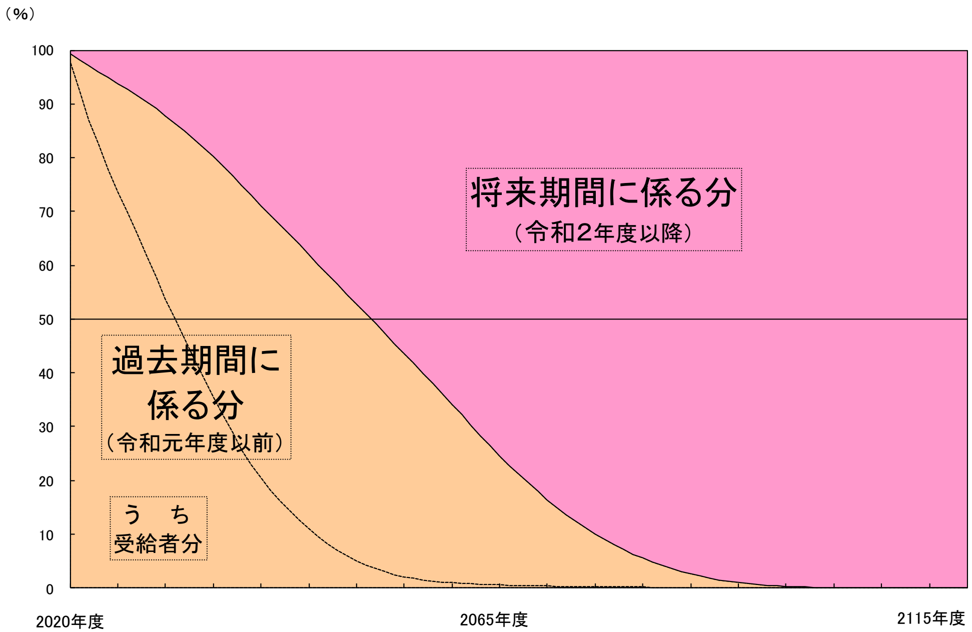

公的年金の財源と給付の内訳（バランスシート<運用利回りによる一時金換算>）＜ケースⅠ＞

【厚生年金＋国民年金】 2019（令和元）年財政検証 ＜経済：ケースⅠ 人口：中位＞

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在（2019年度）の価格に換算して一時金で表したもの

長期的な経済前提（ケースⅠ）

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

財源

合計 2,540兆円

- 保険料 1,790兆円
- 積立金から得られる財源 210兆円（積立金の取り崩し及び運用収入）
- 国庫負担 540兆円
  - 過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前） 330兆円
    - うち受給者分 160兆円
  - 将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降） 210兆円

2019(令和元)年度末

＝

給付

合計 2,540兆円

- 過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前） 1,340兆円
  - 2階部分 690兆円
  - 基礎年金分 640兆円
  - うち受給者分 640兆円
    - 2階部分 330兆円
    - 基礎年金分 300兆円
- 将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降） 1,200兆円
  - 2階部分 790兆円
  - 基礎年金分 410兆円

2019(令和元)年度末

※ いわゆる二重の負担の額 （ 800兆円 ）
＝ 過去期間に係る給付（ 1,340兆円 ） － 過去期間に係る国庫負担（ 330兆円 ） － 積立金から得られる財源（ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞ 単位：兆円

厚生年金				国民年金			
財源 （合計 2,390 ）		給付 （合計 2,390 ）		財源 （合計 140 ）		給付 （合計 140 ）	
保険料 1,740		過去期間分 1,250	将来期間分 1,140	保険料 50		過去期間分 80	将来期間分 60
積立金 190		2階部分 690	2階部分 790	積立金 10		受給者分 40	
国庫負担 460		基礎年金 560	基礎年金 360	国庫負担 80			
過去期間分 280（受給者分 130）	将来期間分 180	受給者分 600（2階部分 330、基礎年金 260）		過去期間分 50（受給者分 20）	将来期間分 40		

公的年金の財源と給付の内訳（バランスシート＜賃金上昇率による一時金換算＞）＜ケースⅠ＞

【厚生年金＋国民年金】 2019（令和元）年財政検証 ＜経済：ケースⅠ 人口：中位＞

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在（2019年度）の価格に換算して一時金で表したもの

長期的な経済前提（ケースⅠ）

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

財 源

合計 3,740兆円

- **保険料** 2,580兆円
- **積立金から得られる財源** 370兆円（積立金の取り崩し及び運用収入）
- **国庫負担** 790兆円
  - 過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前） 380兆円
    - うち受給者分 170兆円
  - 将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降） 410兆円

2019(令和元)年度末

＝

給 付

合計 3,740兆円

- 過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前） 1,550兆円
  - 2階部分 800兆円
  - 基礎年金分 750兆円
  - うち受給者分 670兆円
    - 2階部分 350兆円
    - 基礎年金分 320兆円
- 将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降） 2,190兆円
  - 2階部分 1,400兆円
  - 基礎年金分 780兆円

2019(令和元)年度末

＜厚生年金、国民年金別＞

単位：兆円

厚生年金

財源（合計 3,530）		給付（合計 3,530）	
保険料 2,520		過去期間分 1,450	将来期間分 2,080
積立金 350		2階部分 800	2階部分 1,400
国庫負担 670		基礎年金 650	基礎年金 680
過去期間分 330（受給者分 140）	将来期間分 340	受給者分 630（2階部分 350、基礎年金 280）	

国民年金

財源（合計 210）		給付（合計 210）	
保険料 70		過去期間分 100	将来期間分 110
積立金 20		受給者分 50	
国庫負担 120			
過去期間分 60（受給者分 30）	将来期間 70		

公的年金の財源と給付の内訳（年度別の構成割合）＜ケースⅢ＞

【厚生年金＋国民年金】　2019（令和元）年財政検証　＜経済：ケースⅢ　人口：中位＞

長期的な経済前提（ケースⅢ）

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

＜年度別の財源の構成割合＞

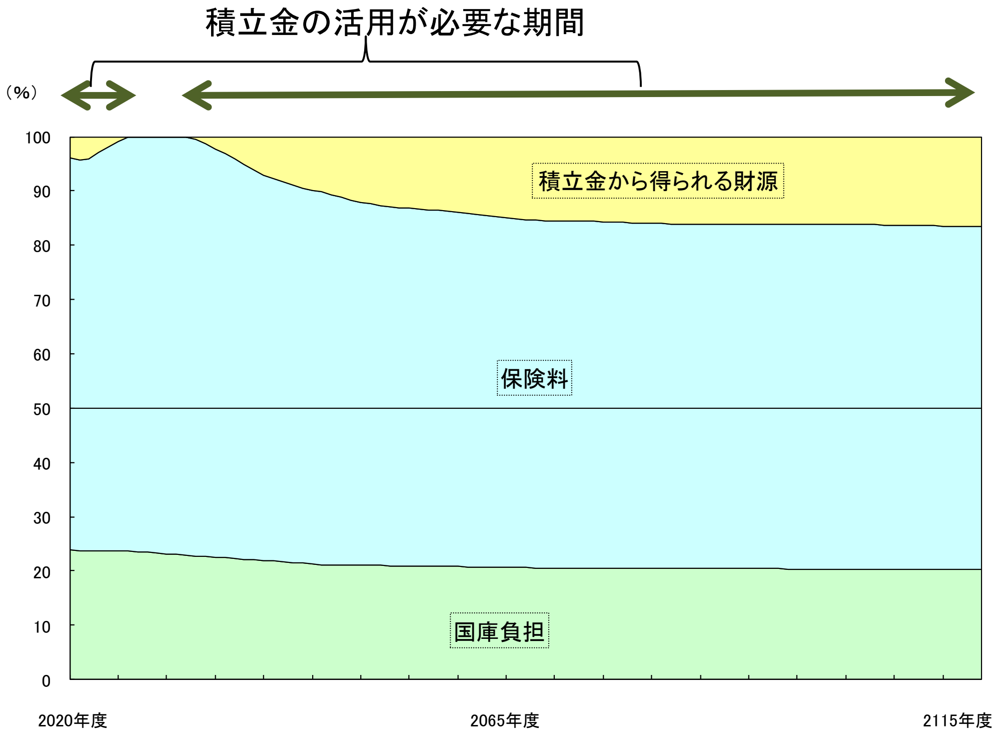

＜年度別の給付の構成割合＞

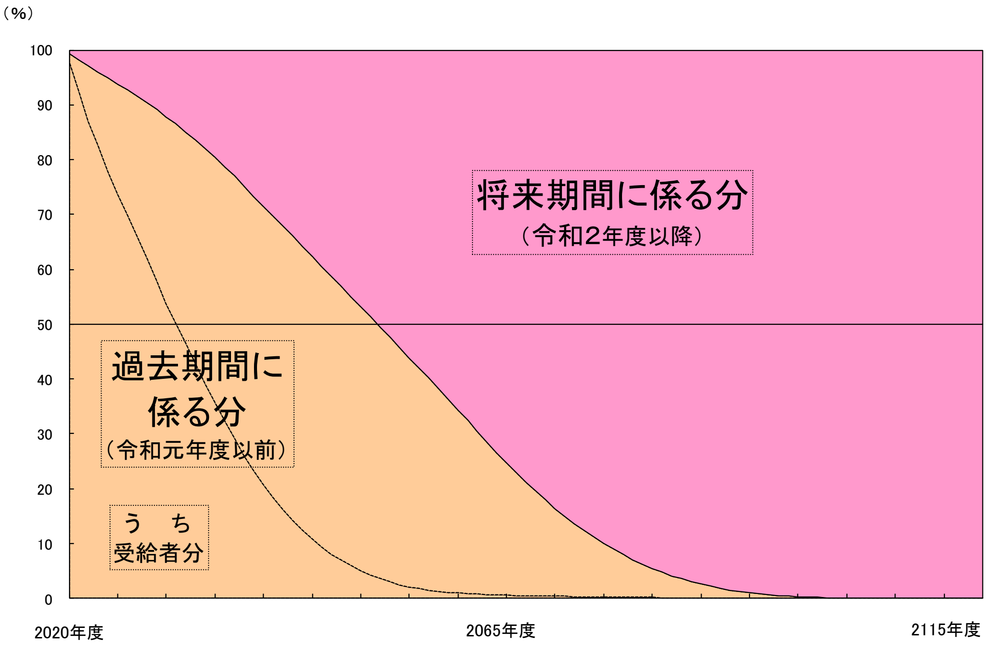

公的年金の財源と給付の内訳（バランスシート<運用利回りによる一時金換算>）＜ケースⅢ＞

【厚生年金＋国民年金】 2019（令和元）年財政検証 ＜経済：ケースⅢ 人口：中位＞

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在（2019年度）の価格に換算して一時金で表したもの

長期的な経済前提（ケースⅢ）

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

財 源

合計 2,400兆円

- 保険料 1,670兆円
- 積立金から得られる財源 210兆円（積立金の取り崩し及び運用収入）
- 国庫負担 520兆円
  - 過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前） 330兆円（うち受給者分 160兆円）
  - 将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降） 190兆円

2019(令和元)年度末

＝

給 付

合計 2,400兆円

- 過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前） 1,320兆円
  - 2階部分 680兆円
  - 基礎年金分 640兆円
  - うち受給者分 630兆円
    - 2階部分 330兆円
    - 基礎年金分 310兆円
- 将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降） 1,080兆円
  - 2階部分 710兆円
  - 基礎年金分 370兆円

2019(令和元)年度末

※ いわゆる二重の負担の額 （ 780兆円 ）
＝ 過去期間に係る給付 （ 1,320兆円 ） － 過去期間に係る国庫負担 （ 330兆円 ） － 積立金から得られる財源 （ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞ 単位：兆円

厚生年金		国民年金	
財源 （合計 2,260 ）	給付 （合計 2,260 ）	財源 （合計 140 ）	給付 （合計 140 ）
保険料 1,620 積立金 200 国庫負担 440 過去期間分 280（受給者分 140 ） 将来期間分 160	過去期間分 1,230 2階部分 680 基礎年金 560 受給者分 590 2階部分 330 基礎年金 270 将来期間分 1,030 2階部分 710 基礎年金 320	保険料 40 積立金 10 国庫負担 80 過去期間分 50（受給者分 20 ） 将来期間分 30	過去期間分 80 受給者分 40 将来期間分 50

公的年金の財源と給付の内訳（バランスシート<賃金上昇率による一時金換算>）<ケースⅢ>

【厚生年金＋国民年金】 2019（令和元）年財政検証 ＜経済：ケースⅢ 人口：中位＞

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在（2019年度）の価格に換算して一時金で表したもの

長期的な経済前提（ケースⅢ）

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

財 源

合計 3,720兆円

保険料 2,520兆円

積立金から得られる財源 400兆円
（積立金の取り崩し及び運用収入）

国庫負担 800兆円

過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前） 390兆円

うち受給者分 170兆円

将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降） 410兆円

2019(令和元)年度末

＝

給 付

合計 3,720兆円

過去期間に係る分
（2019(令和元)年度以前）
1,550兆円
2階部分 790兆円
基礎年金分 760兆円

うち受給者分
670兆円
2階部分 340兆円
基礎年金分 320兆円

将来期間に係る分
（2020(令和2)年度以降）
2,170兆円
2階部分 1,390兆円
基礎年金分 780兆円

2019(令和元)年度末

＜厚生年金、国民年金別＞

単位：兆円

厚生年金				国民年金			
財源（合計 3,510）		給付（合計 3,510）		財源（合計 210）		給付（合計 210）	
保険料 2,460		過去期間分 1,450	将来期間分 2,060	保険料 70		過去期間分 100	将来期間分 110
積立金 390		2階部分 790	2階部分 1,390	積立金 20		（受給者分 50）	
国庫負担 670		基礎年金 660	基礎年金 680	国庫負担 120			
過去期間分 330	将来期間分 340	受給者分 620		過去期間分 60	将来期間 70		
（受給者分 140）		2階部分 340		（受給者分 30）			
		基礎年金 280					

公的年金の財源と給付の内訳（年度別の構成割合）＜ケースⅤ＞

【厚生年金＋国民年金】 2019（令和元）年財政検証 ＜経済：ケースⅤ 人口：中位＞

長期的な経済前提（ケースⅤ）	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質＜対物価＞）	0.8%
運用利回り（スプレッド＜対賃金＞）	1.2%

＜年度別の財源の構成割合＞

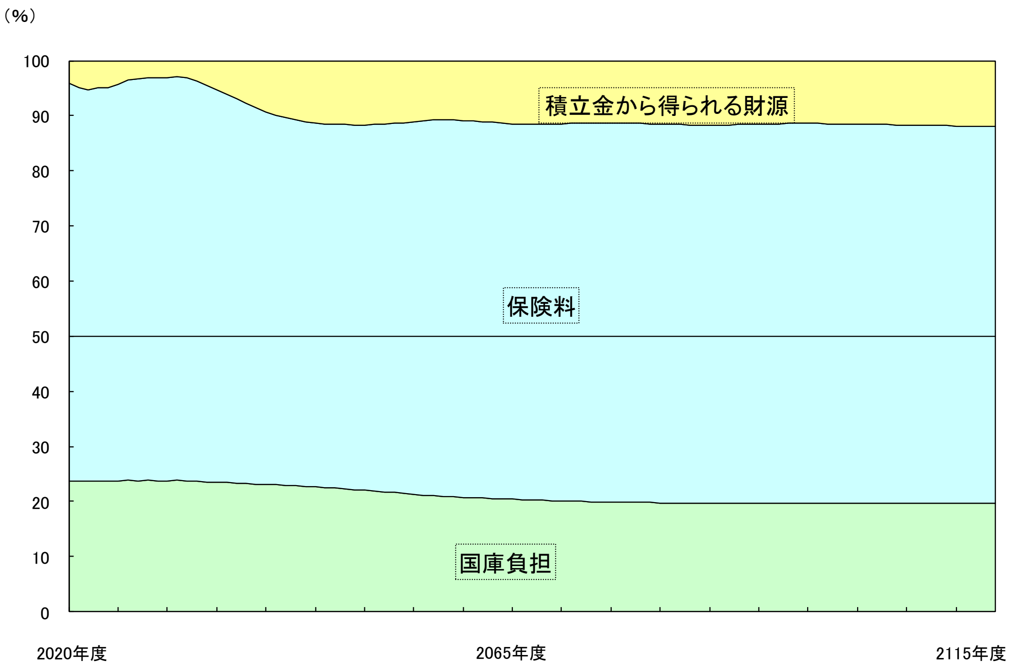

＜年度別の給付の構成割合＞

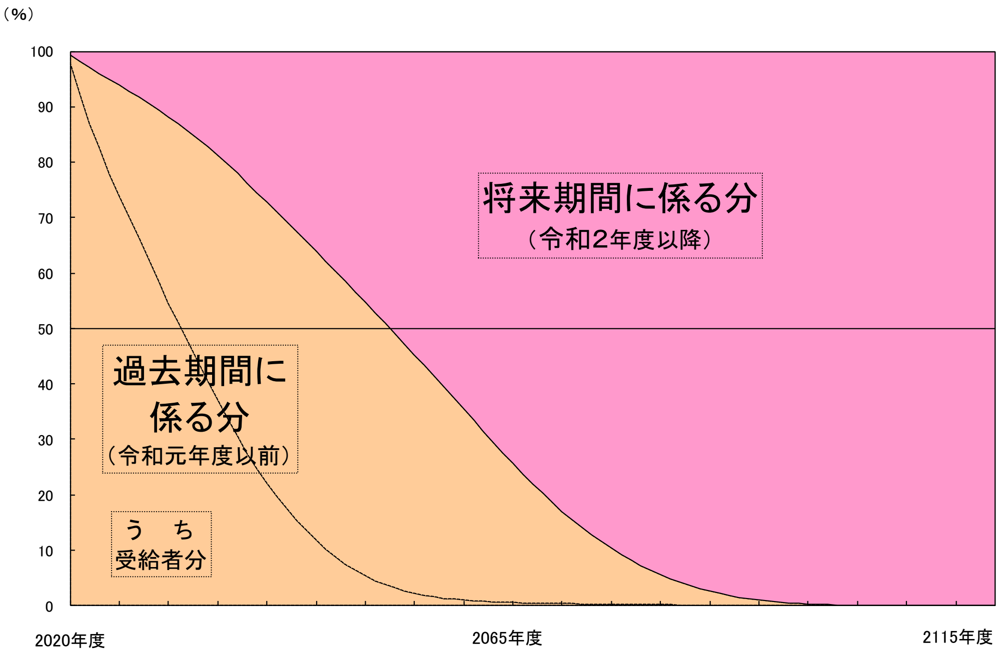

公的年金の財源と給付の内訳（バランスシート＜運用利回りによる一時金換算＞）＜ケースⅤ＞

【厚生年金＋国民年金】 2019（令和元）年財政検証 ＜経済：ケースⅤ 人口：中位＞

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在（2019年度）の価格に換算して一時金で表したもの

長期的な経済前提（ケースⅤ）

物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質＜対物価＞）	0.8%
運用利回り（スプレッド＜対賃金＞）	1.2%

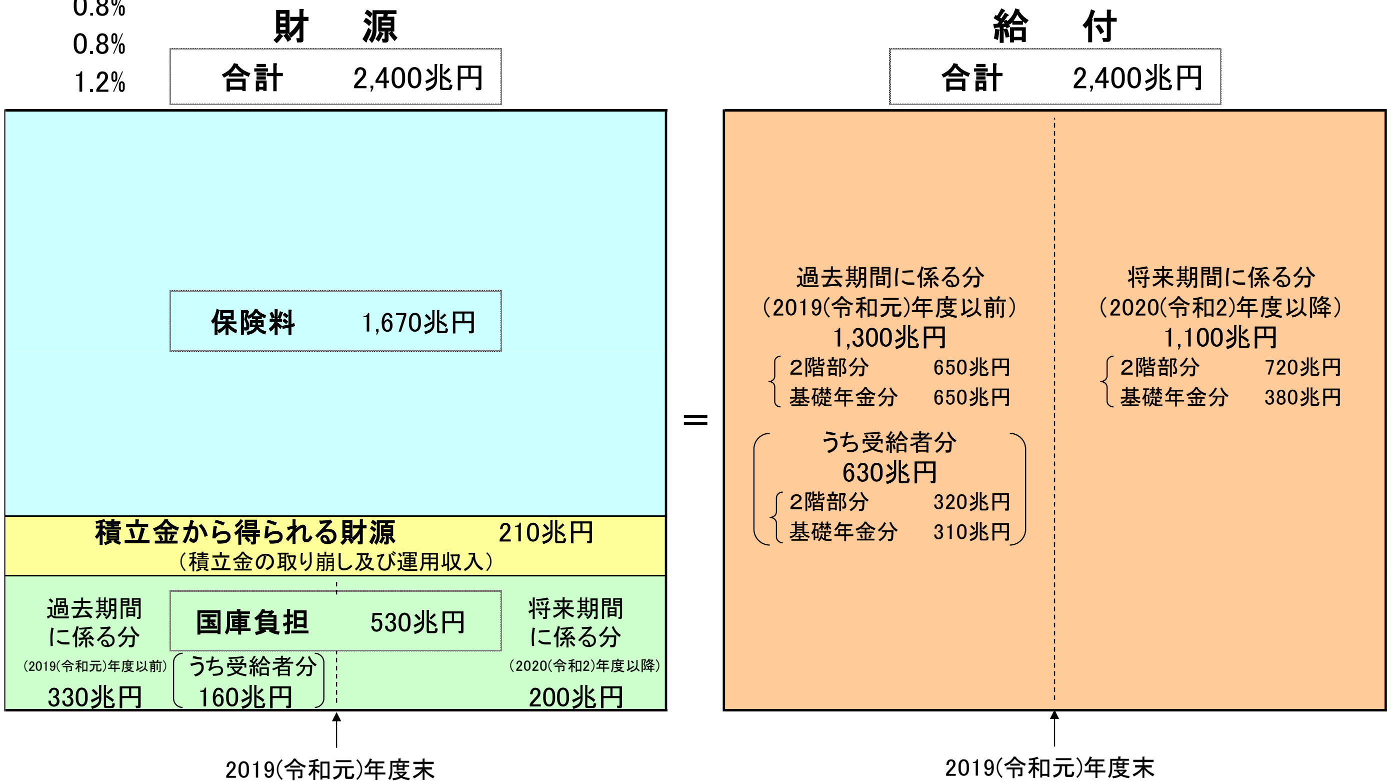

※ いわゆる二重の負担の額 （ 760兆円 ）

＝ 過去期間に係る給付 （ 1,300兆円 ） － 過去期間に係る国庫負担 （ 330兆円 ） － 積立金から得られる財源 （ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞

単位：兆円

厚生年金				国民年金			
財源（合計 2,260 ）		給付（合計 2,260 ）		財源（合計 150 ）		給付（合計 150 ）	
保険料 1,620		過去期間分 1,210	将来期間分 1,040	保険料 50		過去期間分 90	将来期間分 60
積立金 200		2階部分 650 基礎年金 560	2階部分 720 基礎年金 320	積立金 10		受給者分 50	
国庫負担 440		受給者分 580 2階部分 320 基礎年金 270		国庫負担 90			
過去期間分 280 （受給者分 140 ）	将来期間分 160			過去期間分 50 （受給者分 30 ）	将来期間分 30		

公的年金の財源と給付の内訳（バランスシート<賃金上昇率による一時金換算>）<ケースⅤ>

【厚生年金＋国民年金】 2019（令和元）年財政検証 <経済:ケースⅤ 人口:中位>

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在（2019年度）の価格に換算して一時金で表したもの

長期的な経済前提（ケースⅤ）

物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質<対物価>）	0.8%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.2%

財　源

合計　3,480兆円

- 保険料　2,400兆円
- 積立金から得られる財源　330兆円（積立金の取り崩し及び運用収入）
- 国庫負担　750兆円
  - 過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前）390兆円（うち受給者分 170兆円）
  - 将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降）360兆円

＝

給　付

合計　3,480兆円

- 過去期間に係る分（2019(令和元)年度以前） 1,540兆円
  - 2階部分　770兆円
  - 基礎年金分　770兆円
  - うち受給者分 680兆円（2階部分 340兆円、基礎年金分 330兆円）
- 将来期間に係る分（2020(令和2)年度以降） 1,940兆円
  - 2階部分　1,250兆円
  - 基礎年金分　680兆円

2019(令和元)年度末　　2019(令和元)年度末

<厚生年金、国民年金別>

単位：兆円

厚生年金 財源（合計 3,270）	厚生年金 給付（合計 3,270）	国民年金 財源（合計 210）	国民年金 給付（合計 210）
保険料 2,330	過去期間分 1,430（2階部分 770、基礎年金 660）	保険料 70	過去期間分 110
積立金 310	受給者分 630（2階部分 340、基礎年金 290）	積立金 10	受給者分 50
国庫負担 630	将来期間分 1,840	国庫負担 120	将来期間分 100
過去期間分 330（受給者分 150）	（2階部分 1,250、基礎年金 580）	過去期間分 60（受給者分 30）	
将来期間分 290		将来期間 60	